

文書番号	衆院 第 3095 号	保存期間	30年	10年	5年
			3年	1年	1年未
接 受	令和 年 月 日	施 行	令和 年 月 日		
起 案	令和 3 年 12 月 3 日	発 送	令和 年 月 日		
決 戻	令和 3 年 12 月 3 日	完 結	令和 3 年 12 月 3 日		

事務総長



事務次長



庶務部長



議員課長



企画調整主幹



政策担当秘書選考採用審査認定（臨時）口述審査実施について

標記について、別添の令和3年度政策担当秘書選考採用審査認定（臨時）における口述審査について（案）に基づき、口述審査を実施してよろしいか。

令和3年度政策担当秘書選考採用審査認定(臨時)における口述審査について(案)

1 目的

国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程(以下「実施規程」という。)第22条に基づき国会議員から政策担当秘書選考採用審査認定の申請があった者について、実施規程第18条に定める口述の方法による審査(以下「口述審査」という。)を行い、政策担当秘書として採用するにふさわしいかどうかを審査する。

2 日時及び場所

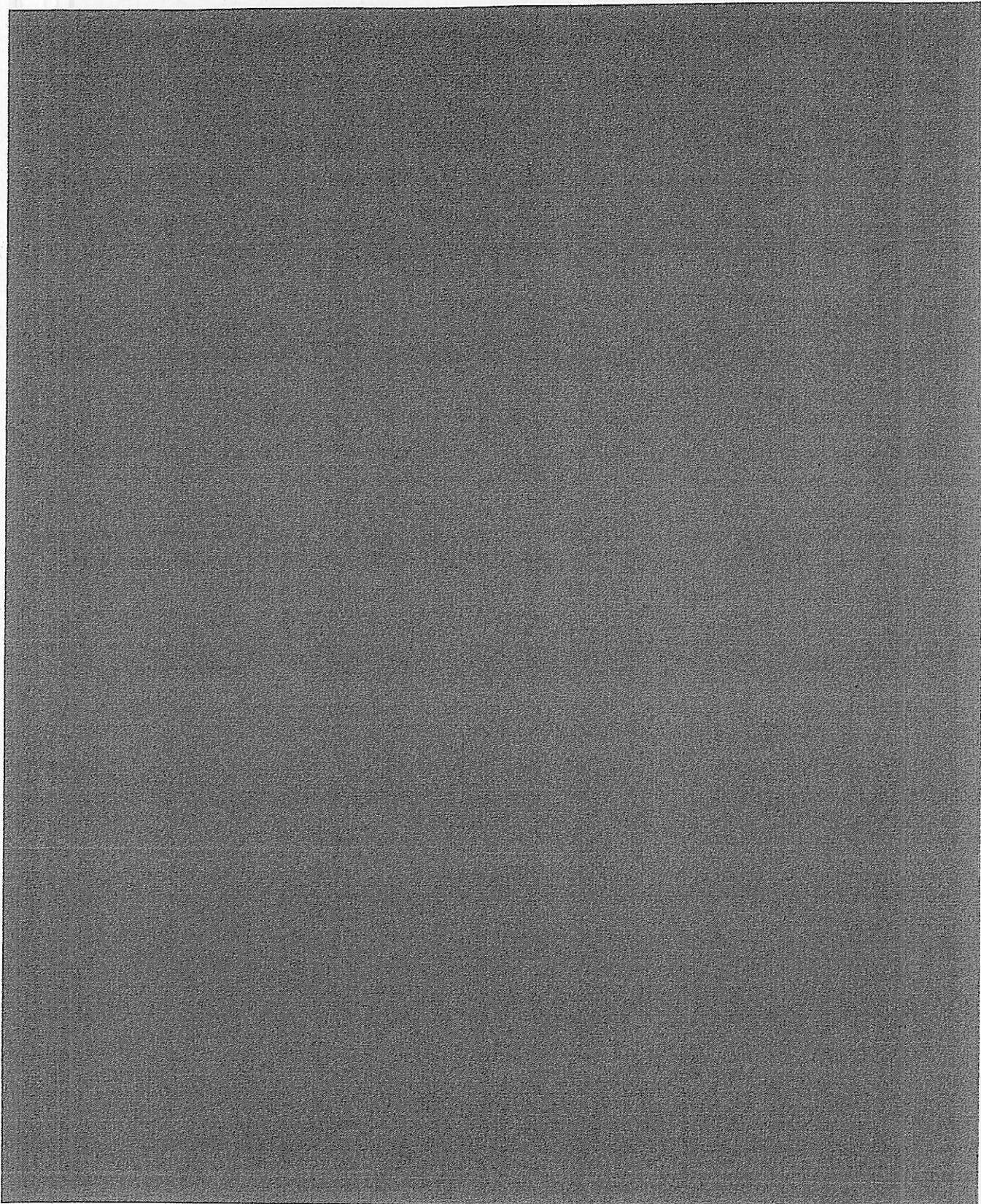
令和3年12月16日(木)

庶務部議員課研修室(別紙1参照)

3 方法

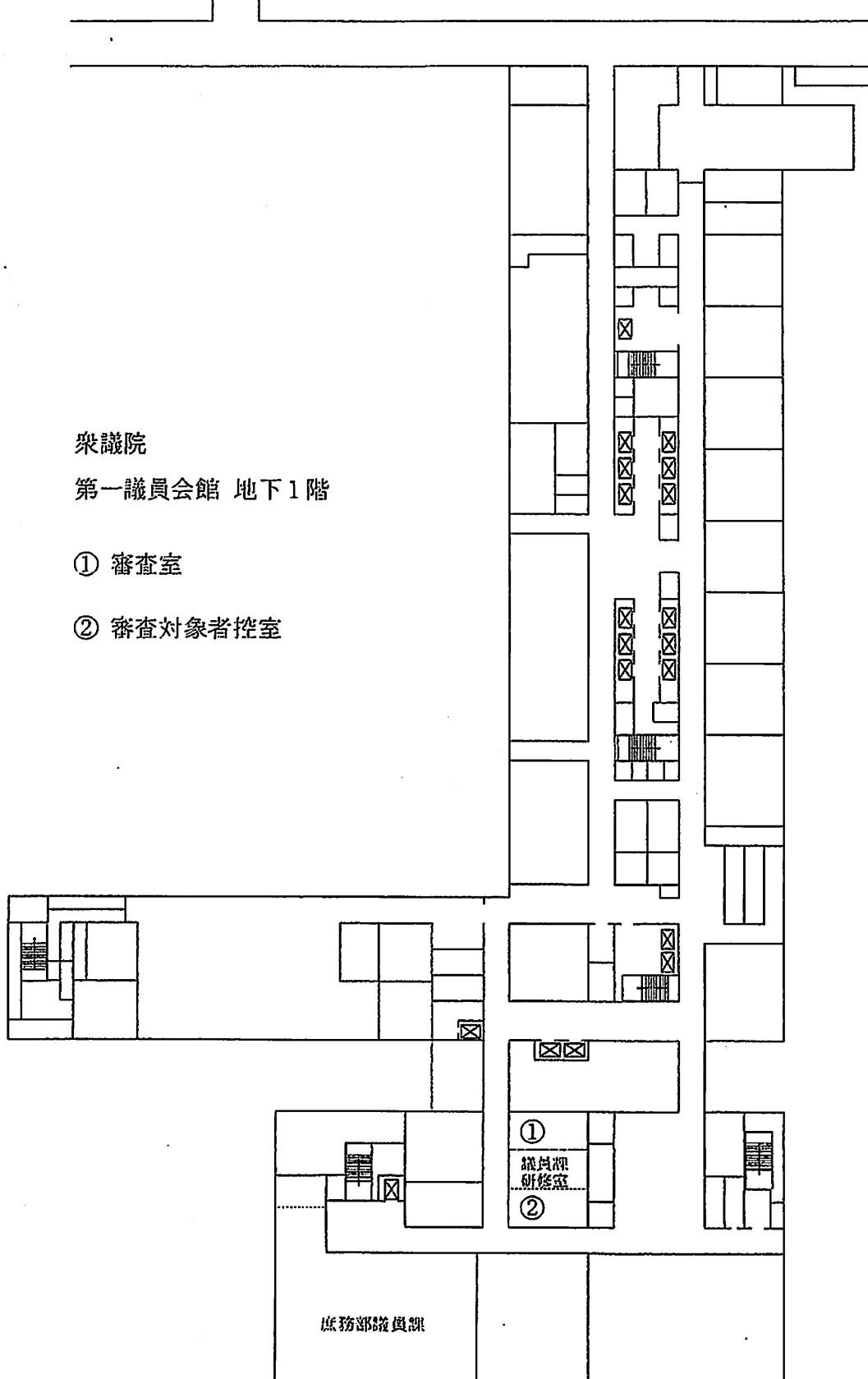
- (1) 口述審査は、口述審査員2名で構成する口述審査班によって行うこととする。口述審査員は、審査認定委員長が審査認定委員、専門員及び衆議院事務局の職員の中から委嘱する(別紙2参照)。
- (2) 口述審査は、4の評定の基準及び方法に基づいて行う。
- (3) 審査対象者に対する質問等の発言は主として主任審査員が行い、陪席審査員は、必要がある場合、口述の内容について質問することができる。
- (4) 口述審査班の主任審査員は、当該口述審査班の審査の結果を議員課長に提出し、議員課長はそれを審査認定委員会に報告する。

4 評定の基準及び方法



[参考]

- 審査員発言例 別紙5
- 質問例 別紙6



口述審査員

主任審査員		
陪席審査員		

1 口述審査対象者

- | | |
|------------|-----|
| ・ 国家試験合格者 | 5名 |
| ・ 税理士・司法書士 | 0名 |
| ・ 博士の学位取得者 | 0名 |
| | 計5名 |

2 場 所

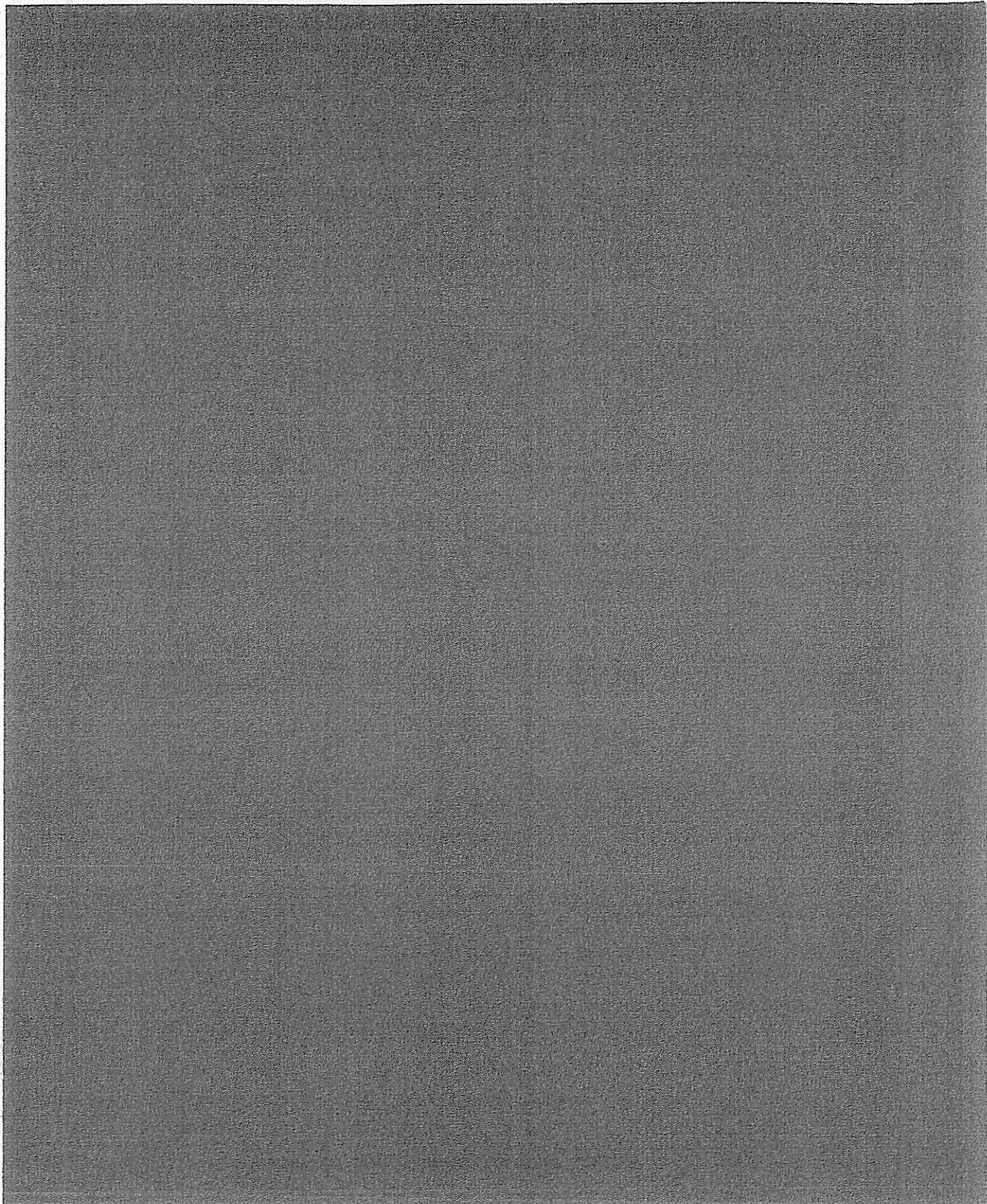
衆議院第一議員会館地下一階 議員課研修室

3 審査時間

12月16日 (木)

評定票

政策担当秘書選考採用審査（口述審査）審査員発言例



政策担当秘書選考採用審査（口述審査）の際の質問例

